

岩手県地籍調査費負担金交付要綱

制 定：平成 21 年 3 月 26 日農計第 686 号
一部改正：平成 27 年 3 月 31 日農計第 899 号
一部改正：令和 2 年 4 月 10 日農計第 45 号
一部改正：令和 3 年 10 月 25 日農林水第 348 号

(目的)

第 1 地籍調査事業の推進を図るため、市町村又は土地改良区等（国土調査法施行令（昭和 27 年政令第 59 号）第 1 条の各号に定める者。）が国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号。以下「法」という。）及び国土調査促進特別措置法（昭和 37 年法律第 143 号）による地籍調査事業を行う場合に要する経費に対し、予算の範囲内でこの要綱により負担金を交付する。

(定義)

第 2 この要綱において「事業」とは、負担金の交付の対象となる地籍調査事業をいい、「事業者」とは、事業を行う者をいう。

(負担金の交付の対象及び負担額)

第 3 第 1 に規定する経費及びこれに対する負担額は、別表第 1 のとおりとする。

(負担金の交付の申請)

第 4 負担金の交付の申請をしようとする者は、別表第 2 に掲げる書類を知事が別に定める期日までに提出しなければならない。

(負担金の交付の決定)

第 5 知事は、負担金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じ現地調査等を行い、負担金を交付すべきものと認めるときは、速やかに負担金の交付の決定をするものとする。

(負担金の交付の条件)

第 6 次の各号に掲げる事項は、負担金の交付の決定に付する条件とする。

- (1) 別表第 1 に掲げる重要な変更をしようとする場合には、知事の承認を受けること。
 - (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けること。
 - (3) 事業が予定期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合に、知事に報告してその指示を受けること。
- 2 前項に規定するもののほか、知事は負担金の交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付することがある。

(決定の通知)

第 7 知事は、負担金の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及び第 6 第 2 項の規定により条件を付した場合には、その条件を負担金の交付の申請をした者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

- 第8 負担金の交付の申請をした者は、第7の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る負担金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受領した日から起算して15日以内に、申請の取下げをすることができる。
- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る負担金の交付の決定は、なかったものとみなす。

(立入検査等)

- 第8の2 知事は、予算の執行の適正を期するため、事業者(市町村等を除く。)に対して、必要な報告を求め、又は当該職員に、その事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
- 2 事業者は、事業の全部又は一部を負担金の交付により実施する場合において、当該負担金の当該交付に当たっては、知事が、予算の執行の適正を期するため、当該負担金の交付を受ける者に対して、必要な報告を求め、又は当該職員に、その事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる旨の条件を付さなければならない。
- 3 事業者は、事業の全部又は一部を委託により実施する場合において、当該委託の業務を行う者と契約を締結するに当たっては、知事が、予算の執行の適正を期するため、当該委託の業務を行う者に対して、必要な報告を求め、又は当該職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる旨の条件を付さなければならない。

(事情変更による決定の取消)

- 第9 知事は、負担金の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、負担金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。
- 2 前項の規定により負担金の交付の決定を取り消すことがある場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。
- (1) 天災地変その他の負担金の交付の決定後生じた事情の変更により事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- (2) 事業者が事業に要する経費のうち負担金によってまかなわれる部分以外の部分を負担することができないことその他の理由により事業を遂行することができない場合
- 3 第1項の規定による負担金の交付の決定の取消により特別に必要となった次に掲げる経費に対しては、負担金を交付することができる。
- (1) 事業に係る機械、器具及び仮設物の撤去その他の残務処理に要する経費
- (2) 事業を行うために締結した契約の解除により必要となった賠償金の支払に要する経費
- 4 第7の規定は、第1項の場合について準用する。

(事業の遂行)

第10 事業者は、この要綱、負担金の交付の決定の内容及びこれに付した条件並びに知事がこの要綱に基づいてする指示に従って、善良な管理者の注意をもって事業を行わなければならない。

2 事業者は、負担金の交付の決定を受けた年度の12月31日における事業の遂行の状況の報告について、別表第2に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

(事業遂行の指示)

第11 知事は、事業者が事業を負担金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従って遂行していないと認めるときは、事業者に対し、これらに従って当該事業を遂行すべきことを指示することがある。

2 知事は、事業者が前項の指示に違反したときは、当該事業の遂行の一時停止を命ずることがある。

(決定の変更)

第12 知事は、事業の内容の変更の承認又は事業の内容を変更した場合においては、当該変更に伴い、負担金の交付の決定の変更を要するときは、負担金の交付の決定の変更をするものとする。

2 第7の規定は、前項の場合について準用する。

(負担金の交付)

第13 事業者は、事業が完了したとき(事業の廃止の承認を受けた場合を含む。)は、別表第2に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による書類を受理した場合において、当該書類を審査し、必要に応じ現地調査を行い、事業が負担金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、速やかに負担金を交付する。

(是正のための指示)

第14 知事は、第13第1項の規定による書類を受理した場合において、事業が負担金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これに適合するよう措置することを当該事業者に対して指示することがある。

2 前項の規定による指示に従い措置を行った場合には、その結果を知事に報告しなければならない。

(決定の取消)

第15 知事は、事業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、負担金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

(1) 第6第1項に規定する条件又は第6第2項の規定に基づき付した条件に違反したとき。

(2) 第11又は第14の規定による指示に違反したとき。

(3) 負担金を他の用途に使用したとき。

(4) 偽りその他不正の手段により負担金の交付を受けたとき。

2 前項の規定は、負担金の交付の決定があった後においても適用があるものとする。

3 第7の規定は、第1項の規定による取消をした場合について準用する。

(負担金の返還)

第16 事業者は、第15の規定により負担金の交付の決定を取り消された場合において、取消に係る部分に関し、すでに負担金が交付されているときは、知事の命ずるところにより負担金を返還しなければならない。

2 前項の規定は、第12第1項の規定による負担金の交付の決定を変更した場合について準用する。

(加算金)

第17 知事は、事業者が、第15第1項の規定による負担金の交付の決定の取消を受け、負担金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る負担金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該負担金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付させることがある。ただし、当該負担金のうち国費分についてはこの限りでない。

2 負担金が2回以上に分けて交付されている場合における前項の規定の適用については、返還を命ぜられた額に相当する負担金は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命ぜられた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの受領の日において受領したものとする。

3 第1項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、事業者の納付した金額が返還を命ぜられた負担金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた負担金の額に充てられたものとする。

(延滞金)

第18 知事は、事業者が、負担金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付の額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付させることがある。

(他の補助金等の一時停止等)

第19 知事は、事業者が負担金の返還を命ぜられ、当該負担金、加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納額と相殺することがある。

(前金払)

第20 事業者は、負担金の前金払を請求しようとする場合は、別表第2に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

(財産の取得及び処分の制限)

第21 事業者は、事業により1件の取得価格が50万円以上の機械及び器具（以下「財産」という。）を取得しようとする場合は、事前に知事に協議しなければならない。なお、当該財産を取得した場合は、事業完了時まで知事に届出を行うこととする。

2 財産の処分の制限を受ける期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40

年大蔵省令第 15 号) に定める期間とする。

- 3 第 1 項の財産を、負担金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとする場合は、知事の承認を受けなければならない。

(提出書類及び提出期日)

第 22 各提出書類及びこれに添付する関係書類並びに提出期日は、別表第 2 のとおりとする。

附 則

この要綱は平成 21 年度分の負担金から適用する。

附 則

この要綱は平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は令和 2 年 4 月 10 日から施行し、令和 2 年度分の負担金から適用する。

附 則

この要綱は令和 3 年 10 月 25 日から施行する。

別表第1（第3、第6関係）

経 費	負 担 額	重 要 な 変 更
地籍調査費 1 市町村が行う国土調査法第6条の4の規定に基づく地籍調査に要する次の（1）及び（2）に掲げる経費 2 土地改良区等が行う国土調査法第6条の4の規定に基づく地籍調査に要する次の（1）及び（2）に掲げる経費 （1） 直接経費 ア 賃金 イ 報酬 ウ 給料 エ 職員手当等 オ 報償費 カ 需用費 キ 旅費 ク 使用料及び賃借料 ケ 安全費 コ 精度管理費 サ 委託料 シ 備品費 （2） 附帯経費 ア 賃金 イ 報酬 ウ 給料 エ 職員手当等 オ 報償費 カ 旅費 キ 需用費 ク 使用料及び賃借料 ケ 備品費 コ 共済費 サ 災害補償費 シ 役務費 ス 補償補填及び賠償金 セ 公課費	当該経費の4分の3に相当する額以内の額 当該経費の6分の5に相当する額以内の額	1 事業者の変更 2 事業費の増減 3 経費の欄に掲げる（1）及び（2）の経費の相互間における経費の流用で、流用先の経費の30%を超える増減

別表第2（第22関係）

項目及び内容	提出書類及び添付書類	様式	提出部数	提出期日
第4 負担金の交付の申請	地籍調査費負担金交付申請書 年度事業計画	第1号 第2号	1部 1部	別に定める
第6第1項第1号 重要な変更の申請	年度地籍調査事業変更承認申請書 年度事業計画	第3号 第2号	1部 1部	随時
第6第1項第2号 中止又は廃止の申請	地籍調査事業中止（廃止）承認申請書	第4号	1部	随時
第10第2項 遂行状況の報告	地籍調査事業遂行状況報告書 地籍調査事業遂行状況調書	第5号 第6号	1部 1部	交付の決定を受けた年度の 1月10日まで
第13第1項 負担金の請求（精算）	地籍調査費負担金請求（精算）書 年度事業実績書 収支精算書	第7号 第2号 第8号	2部 2部 2部	事業完了時
第20 前金払の請求	地籍調査費負担金前金払請求書 実施状況報告書	第9号 第10号	2部 2部	随時
第21第1項 財産取得の届出	地籍調査事業による財産取得届	第11号	1部	事業完了時まで
第21第3項 取得財産の目的外使用等の申請	取得財産の目的外使用等承認申請書	第12号	1部	随時

様式第1号（第4関係）

第 号
年 月 日

岩手県知事 様

事業者名

地籍調査費負担金交付申請書

年度において、国土調査法第2条第1項第3号に基づく地籍調査事業を実施したいので、岩手県地籍調査費負担金交付要綱第4の規定により、関係書類を添えて、負担金円の交付を申請します。

記

1 年度事業計画

(A 4 縦)

様式第3号（第6関係）

第 号
年 月 日

岩手県知事 様

事業者名

年度地籍調査事業変更承認申請書

年 月 日付け岩手県指令 第 号をもって負担金の交付の決定の通知があった地籍調査事業について、次のとおり事業計画及び事業費（経費の配分）を変更したいので、岩手県地籍調査費負担金交付要綱第6第1項第1号の規定により、関係書類を添えて、承認を申請します。

負担金額 円
(変更前負担金額 円)
記

- 1 年度事業計画
 - 2 変更理由
 - 3 添付書類
 - 年度事業計画明細書
 - 地籍調査事業実施区域図
 - 数値情報化実施区域図
 - 地籍集成図作成実施区域図
- } (※該当する場合)

備考 添付書類欄は、添付するもののみ記載すること。

(A 4 縦)

様式第4号（第6関係）

第 号
年 月 日

岩手県知事 様

事業者名

地籍調査事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け岩手県指令 第 号をもって負担金の交付の決定の通知があった地籍調査事業について、次のとおり中止（廃止）したいので、岩手県地籍調査費負担金交付要綱第6第1項第2号の規定により、承認を申請します。

記

1 中止（廃止）理由

(A 4 縦)

様式第5号（第10関係）

第 号
年 月 日

岩手県知事 様

事業者名

地籍調査事業遂行状況報告書

年 月 日付け岩手県指令 第 号で負担金の交付の決定の通知のあった地籍調査事業の12月31日現在における遂行状況について、岩手県地籍調査費負担金交付要綱第10第2項の規定により、下記のとおり報告します。

記

地籍調査事業遂行状況調書（12月31日現在）

（A4縦）

様式6号(第10関係)

地籍調査事業遂行状況調書(12月31日現在)

地区名	単位区域名	精度	縮尺	換算面積	調査計画面積										進捗率									経費区分		備考			
					作業別面積																			直接経費	附帯経費				
					C	D	E			F I	F II	G	H			C	D	E			F I	F II	G				H		
							概況調査	予備調査	本調査				地籍図等作成	数値情報化	集成図			概況調査	予備調査	本調査				地籍図等作成	数値情報化		集成図		
				k nf	k nf	k nf	k nf	k nf	k nf	k nf	k nf	k nf	k nf	k nf	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	円	円	円	

- 備考1 「調査計画面積」の欄には、負担金交付指令に基づいて単位区域ごとに作業別の実面積を記載する。
 2 「進捗率」の欄には、定められた報告日までに実施した「調査計画面積」欄の面積に対する出来高を進捗率で記載する。

(A4横)

岩手県知事 様

事業者名

地籍調査費負担金請求（精算）書

年 月 日付け岩手県指令 第 号で負担金の交付の決定の通知があった地籍調査事業が完了したので、岩手県地籍調査費負担金交付要綱第13第1項の規定により、関係書類を添えて、下記のとおり負担金の交付を請求します。

記

1	負担金交付決定額	金	円
2	既受領額	金	円
3	今回請求額	金	円
4	残額	金	円
5	添付書類	収支精算書	

備考 精算の結果、交付を受ける負担金がない場合は、「負担金の交付を請求」を「精算」とすること。

(A 4 縦)

様式第8号 (第13関係)

収 支 精 算 書

1 収 入

区 分	本年度精算額	本年度予算額	比 較		備 考
			増	減	
県負担金	円	円	円	円	
合 計					

2 支 出

区 分	本年度精算額	本年度予算額	比 較		備 考
			増	減	
直 接 経 費	円	円	円	円	
賃 金					
報 酬					
給 料					
職 員 手 当 等					
報 償 費					
需 用 費					
旅 費					
使用料及び賃借料					
安 全 費					
精 度 管 理 費					
委 託 料					
備 品 費					
附 帯 経 費					
賃 金					
報 酬					
給 料					
職 員 手 当 等					
報 償 費					
旅 費					
需 用 費					
使用料及び賃借料					
備 品 費					
共 済 費					
災 害 補 償 費					
役 務 費					
補償補填及び賠償金					
公 課 費					
合 計					

備考 1 本年度予算額は、最終申請額とすること。

2 支出の区分は、県の支出科目の節ごとに記載すること。

(A4縦)

第 号
年 月 日

岩手県知事 様

事業者名

地籍調査費負担金前金払請求書

年 月 日付け岩手県指令 第 号で負担金の交付の決定の通知があった地籍調査事業について、負担金の前金払を受けたいので、岩手県地籍調査費負担金交付要綱第20の規定により、関係資料を添えて、下記のとおり請求します。

記

- | | | | |
|---|-------------|---------|---|
| 1 | 負担金交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 | 既受領額 | 金 | 円 |
| 3 | 今回請求額 | 金 | 円 |
| 4 | 残額 | 金 | 円 |
| 5 | 前金払を必要とする理由 | | |
| 6 | 添付書類 | 実施状況報告書 | |

(A 4 縦)

様式第 10 号 (第 20 関係)

実施状況報告書 (年 月 日予定出来高)

区 分	事業費	負担金額	既受領額		今回請求額		残 額		完 了 予 定 年月日
			金額	出来高	金額	月 日 までの予 定出来高	金額	年度内 予 定 出来高	
直接経費	円	円	円	%	円	%	円	%	
賃 金									
報 酬									
給 料									
職員手当等									
報 償 費									
需 用 費									
旅 費									
使用料及び賃借料									
安 全 費									
精度管理費									
委 託 料									
備 品 費									
附帯経費									
賃 金									
報 酬									
給 料									
職員手当等									
報 償 費									
旅 費									
需 用 費									
使用料及び賃借料									
備 品 費									
共 済 費									
災害補償費									
役 務 費									
補償補填及び賠償金									
公 課 費									
合 計									

- 備考 1 支出の区分は、県の支出科目の節ごとに記載すること。
- 2 「 月 日までの出来高」は累計出来高とし、「年度内予定出来高」は100%とする。
- 3 完了予定年月日は、事業計画に記載している事業完了予定年月日とする。

岩手県知事 様

事業者名

地籍調査事業による財産取得届

このことについて、取得価格が 1 件 50 万円以上となる財産を取得したので、岩手県地籍調査費負担金交付要綱第 21 第 1 項の規定により、下記のとおり届け出ます。

なお、取得後においては、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）及び岩手県地籍調査費負担金交付要綱第 21 第 3 項に基づき処理いたします。

記

1 取得財産内訳

区分	名称	形状 寸法	数量	単価	取得 価格	取得 年月日	処分制限期間		摘要
							耐用年数	処分制限 年月日	
				円	円				

2 取得理由

- 備考 1 財産の取得にあたっては事前に知事と協議すること。
2 取得理由は取得した財産ごとに記載すること。
3 財産の取得状況が確認できる資料を添付すること。

(A 4 縦)

岩手県知事 様

事業者名

取得財産の目的外使用等承認申請書

このことについて、地籍調査事業により取得した財産を負担金の交付の目的外の使用等に供したいので、岩手県地籍調査費負担金交付要綱第 21 第 3 項の規定により、下記のとおり承認を申請します。

記

- 1 申請内容
- 2 申請理由
- 3 申請する財産の内訳

区分	名称	形状 寸法	数量	単価	取得 価格	取得 年月日	処分制限期間		財産取得 届出日
							耐用年数	処分制限 年 月 日	
				円	円				

- 備考 1 申請内容には、負担金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとする内容を具体的に記載すること。
- 2 申請理由には、申請内容に対する具体的な理由を記載すること。

(A 4 縦)